

三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例新旧対照表

改正後（案）	現行
○三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例 平成24年 9 月27日 条例第28号 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 特定空家等 法<u>第2条第2項</u>に規定する特定空家等をいう。 (4) （略） <u>(5) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u> <u>(6) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。</u> 第3条 （略） （<u>管理不全空家等及び</u>特定空家等に対する措置） 第4条 市長は、法<u>第13条第2項及び第22条第2項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、<u>第7条第1項</u>に規定する審議会の意見を聴かなければならない。 （特定空地に対する措置）	○三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例 平成24年 9 月27日 条例第28号 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 特定空家等 法<u>第2条第1項</u>に規定する特定空家等をいう。 (4) （略） <u>（加える。）</u> <u>(5) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。</u> 第3条 （略） （特定空家等に対する措置） 第4条 市長は、法<u>第14条第2項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、<u>第6条第1項</u>に規定する審議会の意見を聴かなければならない。 （特定空地に対する措置）

第5条 法第5条、第9条、第12条及び第22条（第15項及び第16項を除く。）の規定は、特定空地について準用する。この場合において、これらの規定中「特定空家等」とあるのは「特定空地」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定により準用する法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第7条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定により準用する法第22条第3項の規定による命令については、三条市行政手続条例（平成17年三条市条例第15号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（緊急安全措置）

第6条 市長は、空家等の危険な状態が切迫している場合であって、所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講ずることができない特別な事情があると認められるときは、当該危険な状態を回避するために所有者等に代わって必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を講ずるときは、あらかじめ当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等の同意を得る（所有者等を確知することができない場合にあっては、その旨を告示する）ものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を所有者等に請求することができる。

第5条 法第3条、第9条、第12条及び第14条（第13項及び第14項を除く。）の規定は、特定空地について準用する。この場合において、これらの規定中「特定空家等」とあるのは「特定空地」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定により準用する法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、次条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定により準用する法第14条第3項の規定による命令については、三条市行政手続条例（平成17年三条市条例第15号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（加える。）

(空家等審議会)

第7条 市長の諮問に応じ、第4条及び**第5条第2項**の規定による勧告に関する事項、法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更に関する事項その他空家等対策に関し必要な事項について調査審議するため、三条市空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2～4 （略）

（関係機関との連携）

第8条 市長は、災害や犯罪を防止するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、法第9条及び**第22条第1項**から第3項まで並びに第5条の規定により準用する法第9条及び**第22条第1項**から第3項までの規定による調査、助言、指導、勧告及び命令の内容を提供し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第9条 （略）

(空家等審議会)

第6条 市長の諮問に応じ、第4条及び**前条第2項**の規定による勧告について調査審議するため、三条市空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2～4 （略）

（関係機関との連携）

第7条 市長は、災害や犯罪を防止するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、法第9条及び**第14条第1項**から第3項まで並びに第5条の規定により準用する法第9条及び**第14条第1項**から第3項までの規定による調査、助言、指導、勧告及び命令の内容を提供し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第8条 （略）